

令和7年度

小・中学校用福祉教育推進事業 実施要領

1 目的

将来の福祉社会を担う児童・生徒を対象に、思いやりや助け合いの気持ちを育む福祉教育の実践を支援すると共に、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」の推進を図ることを目的として実施する。

2 対象

市内の小・中学校

3 内容

(1) 車いす体験講座

内 容 車いすの操作と乗ることを体験し、利用者の気持ちを理解する。

講 師 福祉教育推進ボランティアあおぞら会

対 象 小学3年生以上 1日あたり3クラスまで

体験場所 体育館

所要時間 基本的に、1クラス1校時を使って体験

そ の 他 車いす 10台を使用

(2) 視覚障がい者の誘導体験講座

内 容 誘導の基本や、声かけの大切さを体験する。

講 師 厚木市誘導赤十字奉仕団

対 象 小学3年生以上 2クラス程度

体験場所 体育館

所要時間 2校時分程度（複数クラスの場合は、基本的に合同で体験）

(3) 点字体験講座 ※物品貸出のみ対応可

内 容 点字についての資料を読み、簡単な体験をする。

対 象 全学年

体験場所 各教室

所要時間 2校時分程度

そ の 他 各クラス1つずつ、点字板や資料の入ったケース(幅 540×奥 450×高 320 mm)を使用

(4) 手話体験講座

内 容 聴覚障がい者の話を聞き、初歩の手話を体験する。
講 師 厚木市聴覚障害者協会
手話通訳 厚木市手話サークルあゆの会
対 象 2クラス程度
体験場所 広い教室、体育館等
所要時間 小学校低学年…1校時分程度 小学校中～高学年以上…2校時分程度
(複数クラスの場合は、基本的に合同で体験)

(5) 高齢者擬似体験講座 ※物品貸出のみ対応可

内 容 重りなどを装着して実際に動き、加齢による身体機能の低下や心理的变化を擬似的に体験する。
講 師 派遣なし
対 象 小学3年生以上 1日あたり、3クラスまで
体験場所 体育館
所要時間 基本的に1クラス1校時ずつ使って体験
そ の 他 キャリーバック(幅480×奥210×高さ340mm)1個につき、高齢者擬似体験セットを2セット収納。講座ではキャリーバック5個(10セット)を使用する。

(6) 車いすバスケットボール体験講座

内 容 バスケットボール用車いすの操作等を体験し、パラスポーツへの関心や障がいへの理解を深める。
講 師 一般社団法人 日本車いすバスケットボールアカデミー
対 象 小学4年生以上 ※人数は要相談
体験場所 体育館
所要時間 2校時分程度
そ の 他 車いすの搬入出・講師駐車場への配慮
講師が実施の1時間前に到着し、搬入・組み立て等の作業を行いますので、お手伝いいただくようお願いいたします。

(7) 認知症サポーター養成講座

内 容 認知症に関する基本的な知識や、認知症の方への対応の仕方を学習する。
講 師 厚木市地域包括支援センター(市内10ヶ所のうち、最寄りのセンター)
対 象 小学4年生以上 1～2クラス程度
体験場所 広い教室 ※要相談
所要時間 2校時分程度(複数クラスの場合は、基本合同で行う)
そ の 他 ・認知症サポーターとは、「認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人」を指す。
講座内において、パワーポイント・DVDを使用することがあるため、プロジェクター、スクリーン又はテレビが必要な場合あり(パソコンは講師が持参)。

- ・講座を受けた児童には、認知症を支援する目印として、「オレンジリング」を配布。
- ・この講座については、講師料・交通費の負担なし。

(8) 障がい者福祉講座 ※本年度は、3学期から実施可

- 内 容 障がい（身体・知的・精神・発達）に関する基本的な知識を学び、障がいのある方への理解を深める。
- 講 師 厚木市障がい者相談支援センター（市内8カ所のうち、最寄りのセンター）
- 対 象 小学校4年生以上 1～2クラス程度
- 体験場所 広い教室 ※要相談
- 所要時間 2校時分程度（複数クラスの場合は、基本合同で行う）
- そ の 他
- ・講座内において、パワーポイント・DVDを使用することがあるため、プロジェクター、スクリーン又はテレビが必要な場合あり（パソコンは講師が持参）。
 - ・この講座については、講師料・交通費の負担なし。

4 手続き

社会福祉協議会へ「小・中学校用福祉教育推進事業申込書」をFAX

5 講師料

4講座まで講師料を厚木市社会福祉協議会が負担し、派遣調整を行う。それを超えた場合の講師料は、学校側の負担とする。ただし、認知症サポーター養成講座・障がい者福祉講座を除く。

車いすバスケットボール体験の講師料（50,000円）については、先着10校まで厚木市社会福祉協議会と学校で折半とする。

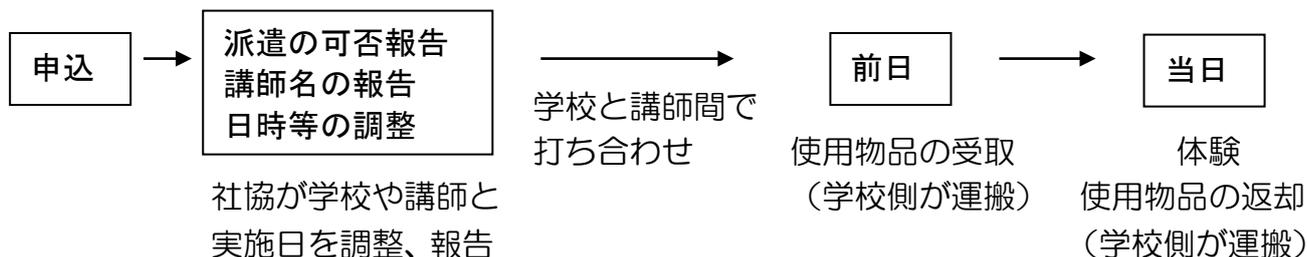
6 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

7 参考資料

- (1) 申込みにあたっての留意点
- (2) 小・中学校用福祉教育推進事業申込書

申込みにあたっての留意点



- (1) お申込みから日時の確定までお時間をいただく場合がありますので、原則、実施希望日の2か月前までにお申し込みください。
- (2) クラス数が多い場合、対応が難しいことがあります。2クラス程度を目途に調整をお願いします。特に、車いす体験は1日に3クラスまでの対応となり、4クラス以上の場合は実施日を2日間に分けてお申し込みください。
- (3) 派遣日時等は、あらかじめ複数提示いただき、講師の派遣が調整できる範囲といたします。希望日が集中する月があり、御希望に添えない場合があります。年間計画に沿って、お早めにご相談ください。車いす体験講座については、講師との調整により物品貸出のみの対応などを相談させていただく可能性がございますので、あらかじめ御承知おきください。
- (4) 当日の講師の交通費については、学校の予算の範囲内で結構ですので御用意願います。
※認知症サポーター養成講座・障がい者福祉講座は除く
- (5) 事業実施に伴い、使用物品が発生する高齢者疑似体験・点字体験は、学校側で使用物品の運搬をお願いしております。車いすの運搬は、社会福祉協議会職員が行います。
使用物品の受取及び返却場所は、厚木市保健福祉センター4階ボランティアセンター（開所 平日の午前8時30分から午後5時15分まで）です。